教員免許状有効性の確認

氏名

生年月日　　　　年　　　　月　　　　日

それぞれ該当するものに○をつけてください。

問１　所持している教員免許状で最初に授与されたものは**平成２1年３月３１日以前（旧免許状所持者）**である

はい　　　・　　　いいえ

いいえの方はこの書類の提出は不要です。

問２　教員免許更新制時に更新手続きをしたことがある

はい　　　・　　　いいえ

問３　修了確認期限を記入してください。

修了確認期限　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

修了確認期限の確認方法

問2で「はい」の方→修了確認期限証明書等の免許更新手続き後の証明書

　　　「いいえ」の方→別紙で確認

問4　修了確認期限日時点で現職教師であった

※現職教師とは 校長・副校長、教頭及び教員 （産前・産後休暇や育児休業中等の者も含みます）

※修了確認期限日に退職した教員は 定年退職者や任期満了の講師は現職教師ですが、自己都合退職や早期退職者は非現職教師に該当します。

※保育士として勤務していた方は、現職教師には該当しません。

はい　　　・　　　いいえ

保育士として勤務していた方は

「いいえ」になります。

表1　栄養教諭免許状以外の旧免許状を所持している人の最初の修了確認期限

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 受講対象者の生年月日 | 最初の修了確認期限 |
| 1. 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日

昭和40年4月2日～昭和41年4月1日昭和50年4月2日～昭和51年4月1日 | 平成23年3月31日 |
|
| 1. 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日

昭和41年4月2日～昭和42年4月1日昭和51年4月2日～昭和52年4月1日 | 平成24年3月31日 |
|
| 1. 昭和32年4月2日～昭和33年4月1日

昭和42年4月2日～昭和43年4月1日昭和52年4月2日～昭和53年4月1日 | 平成25年3月31日 |
|
| 1. 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日

昭和43年4月2日～昭和44年4月1日昭和53年4月2日～昭和54年4月1日 | 平成26年3月31日 |
|
| 1. 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日

昭和44年4月2日～昭和45年4月1日昭和54年4月2日～昭和55年4月1日 | 平成27年3月31日 |
|
| 1. 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日

昭和45年4月2日～昭和46年4月1日昭和55年4月2日～昭和56年4月1日 | 平成28年3月31日 |
|
| （7） 昭和36年4月2日～昭和37年4月1日昭和46年4月2日～昭和47年4月1日昭和56年4月2日～昭和57年4月1日 | 平成29年3月31日 |
|
| （8） 昭和37年4月2日～昭和38年4月1日昭和47年4月2日～昭和48年4月1日昭和57年4月2日～昭和58年4月1日 | 平成30年3月31日 |
|
| （9） 昭和38年4月2日～昭和39年4月1日昭和48年4月2日～昭和49年4月1日昭和58年4月2日～昭和59年4月1日 | 平成31年3月31日 |
|
| （10）昭和39年4月2日～昭和40年4月1日昭和49年4月2日～昭和50年4月1日昭和59年4月2日～ | 令和2年3月31日 |
|

表2　栄養教諭免許状の旧免許状を所持している人の最初の修了確認期限

|  |  |
| --- | --- |
| 免許状が授与された日 | 最初の修了確認期限 |
| （1）平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成28年3月31日 |
|
| （2）平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成29年3月31日 |
|
| （3）平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成30年3月31日 |
|
| （4）平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成31年3月31日 |
|